

議事日程第4号

平成29年9月26日（火曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第62号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

日程第3 議案の審議及び採決 4件

議案第58号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第59号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基
づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ
いて

認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 山田儀雄

1番 奥村雄二

2番 安藤信治

3番 伏屋 光 幸	5番 高山 由 行	6番 山口 政治
7番 安藤 雅 子	8番 柳生 千 明	9番 加藤 保 郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 谷口 鈴 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	伊左次 一 郎
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	亀 井 孝 年
企 画 調 整 担 当 参 事	森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総務防災課長	須 田 和 男	企 画 課 長	小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ く り 課 長	山 田 敏 寛	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	鍵 谷 和 宏
税 務 課 長	中 村 治 彦	住 民 環 境 課 長	若 尾 宗 久
保 險 長 寿 課 長	日 比 野 伸 二	福 祉 課 長	高 木 雅 春
農 林 課 長	可 児 英 治	上 下 水 道 課 長	大 鋸 敏 男
建 設 課 長	筒 井 幹 次	会 計 管 理 者	佐 久 間 英 明
生 涯 学 習 課 長	石 原 昭 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記	丸 山 浩 史
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 大沢まり子さん、11 番 岡本隆子さんの 2 名を指名しま
す。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第 62 号を議題とし、上程し、提案理由
の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 62 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、朗読を省略し、説
明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、追加上程させていただきます議案第 62 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算
（第 4 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10 月に執行が予定されております衆議院議員総選挙に伴
う選挙経費の増額補正のみでございます。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙をおめくりいただきまして 1 ページをお願いします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、定例会初日に可決していただきました予算額 68 億 6,962 万 2,000 円に 900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 68 億 7,862 万 2,000 円とさせていただきますことを規定しております。

それでは、補正予算の中身を御説明しますので、4 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 15 県支出金の項 03 委託金、目 01 総務費委託金の節 04 選挙費委託金に衆議院議員選挙委託金を追加しまして 900 万円を見込んでおります。

5 ページ、歳出につきましては、款 02 総務費の項 04 選挙費に新たに目 03 衆議院議員選挙費を追加しまして 999 万 6,000 円を計上しております。選挙管理委員及び期日前投票、選挙日における投開票管理者、立会人等への報酬として 127 万 8,000 円、事務従事者の職員手当に 485 万円、期日前投票事務に従事していただく臨時職員の賃金として 53 万 9,000 円、事務費経費等の需用費に 93 万 1,000 円、入場券の郵送料や選挙公報等役務費に 75 万 1,000 円、選挙人名簿作成の電算処理業務などの委託料としまして 80 万 6,000 円、自治会の公民館や計数器等の機器借り上げ料に 65 万 9,000 円、投票箱など選挙備品の購入費として 18 万 2,000 円を計上しております。

歳入に対して不足する額 99 万 6,000 円につきましては、款 14 予備費を減額し、対応させていただいております。

なお、選挙管理委員など、その他の特別職の報酬並びに職員手当を増額しておりますので、6 ページ、7 ページには補正前後の給与費明細書をお示ししておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 62 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 20 分といたします。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第 3、議案の審議及び採決を行います。

議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

今回、工場誘致条例の一部改正が提案されましたが、これは対象地域の制限及び雇用促進奨励金に関する措置の削除ということで、今までは、特にグリーンテクノを中心として、御嵩町は積極的に地場産業として定着させるために、工場誘致というものを最優先しながら頑張ってきた歴史があります。そういう中で、今回の条例一部改正につきましては、若干ハードルを高めるといふ部分で、少し方向として方向転換がなされたかなというふうに思いますが、御嵩町の今後の工場誘致を含めた産業育成と地域の活性化の観点から若干いかがなものかなという思

いを持っておりますが、この辺の今後の先の見通しも含めて、基本的な町の姿勢というのをもし披露していただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（山田儀雄君）

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

ただいまの谷口議員の質問に対してお答えさせていただきます。

現在でもそうですが、工場誘致条例につきましては、進出した企業全てに奨励金を出すというのではなく、一定程度規模以上に対して、あるいは雇用につながる条件もつけて奨励金を交付するという形式になっております。その中で、御嵩町として工場の誘致についてある程度秩序を持って誘致をしていくというところをごさいます、その部分に関しまして今回エリアを指定させていただいたというものでございます。

一定規模の先ほど規模以上と言いましたが、必然的に立地する条件的に合っているエリアは決まってくるというところで、何ら方向転換をしているものではございませんし、今までもこの奨励金を交付してきた対象としましては、議員御存じのとおり、平芝とグリーンテクノのエリアが主でやってきたものでございます。今後もこの条例に基づいて工場の誘致をしていきたいと思っておりますし、またそういった力こぶを入れてエリアを促進していかなきゃいけないところが出てきたとすれば、また皆様に条例改正という形の中で御審議いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 62 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 62 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、発議第 1 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から7号までの7件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

それでは報告させていただきます。

平成29年9月20日付、御嵩町議会議長 山田儀雄様、総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月13日において本委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成29年9月20日水曜日。

2. 審査事件名、認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成

28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決された予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については民生文教常任委員会委員長から審査報告書を受け、当委員会にて審査を行いました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。認定第7号については、全員の賛成により認定すべきものと決定しております。

なお、裏面に、認定第1号に係る民生文教常任委員会所管部分の報告書が委員長さんのほうから提出されておりますので、後でお目通し願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

総務委員長に4点ほど確認をさせていただきたいと思います。

1点目ですけれども、決算書の82ページで井尻川河川改修の不用額が824万2,320円上がっておりまして、これについては協議会で説明を聞いております。けれども、平成29年予算ではこの改修が上がってきていないので、今後のこの改修の進め方、今回は河川の施工延長距離が短くなったということの不用だったんですが、今後の改修の進め方等確認される必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についてどのような審議をなされましたかというの

が1点目です。

それから2点目は、主要な施策の説明書の38ページ、下から4段目ですけれども、みたけの森のトイレ等改修工事設計業務委託料で274万3,200円が上がってきているわけですが、これについては当初予算でも上がってはいますが、まだ何の着工もされていないようですので、なぜおけているのか。これは当然この設計委託の成果について審議をされていると思いますので、なぜおけているのか、今後の進め方等どのように確認されているのかが2点目です。

それから3点目は、主要な施策の52ページの14の2の3の1というところの循環型社会形成推進交付金ということで、これは減額もあったということで109万2,000円ですけれども、この件については委員会でどのような審議がなされたのかということについてお伺いをします。

それから最後ですけれども、主要な施策の16ページ、20の5の5の1、電気自動車関連ですけれども、これは入りが73万622円、それからその下へ行きまして、出のほうで電気自動車の充電器電気料と保守委託、これで出のほうで大体70万円ぐらい、入りで73万円ということなんですけれども、この電気自動車関連についてはどのような審議内容であったのかということについて、以上4点お伺いをいたします。

議長（山田儀雄君）

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

岡本議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初の井尻川の改修について不用額があったということですが、これは協議会のほうで話がありまして、その時点で用地の取得が、年度末ぎりぎりまでやって頑張ったんですけど、取得できなかったということで不用額になっております。今後の進め方につきましては、あえて当委員会では審議がなされませんでした。

それからみたけの森のトイレの改修なんですけど、なぜおけているかということですが、この件についても当委員会では質疑、審議等もございませんでした。

それから循環型社会形成推進交付金の件ですが、これはかなり前年度と大きく金額が違っておるわけですが、この件につきましては、5年スパンでやって28年度で終わるということですが、毎年精算方式で、先に交付金をもらって後で精算するという方式ですので、そういったばらつきがあるという説明でございました。あえて申させていただきますが、この循環型交付金は5年スパンでやっているそうですので、29年度からまた新たに始まるというお話も、蛇足ですが、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

それから最後の電気自動車の関係は、一応審議に上がったんですけれども、その金額とか委

託金の関係については余り議論がされておられません。一部、表記の方法がEV自動車と電気自動車、そういったことの違い等が質問があった程度で、岡本さんが御指摘された質問内容については審議されておられません。

以上4点ですが、お答えさせていただきました。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

報告させていただきます。

平成29年9月15日、御嵩町議会議長 山田儀雄様、民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月13日において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成29年9月15日金曜日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

て、認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査いたしました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

税の収納ということ、国民健康保険はやっぱり額が大きいのでここで委員長さんにお聞きしますけれども、総務のほうも関連して、税の公平性ということ、監査委員の意見書つづりにも、今後も税の公平性のために収納率、収納額の向上に努め、未収金の解消に努力されたいと、各課全てに書いてあります。国民健康保険のほうでも、28年度は前年を上回る収納率でしたので収納率向上があったということではありますが、今後も引き続き税の、目標は100%ということですが、民生文教常任委員会では収納率に対して質疑等ありましたら、また、新たな方法等を見つけて収納率を上げるような方法を聞かれたのか、お聞きします。

議長（山田儀雄君）

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

高山議員の質問でございますけれども、国民健康保険特別会計の審議におきましては、特に収納率についての質疑はございませんでした。前年より収納率が少しアップしているということかもしれませんが、特に質疑はございませんでした。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営

委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

平成 29 年御嵩町議会第 3 回定例会、長期間にわたりましたが、大変御苦労さまでございました。また、本日急遽上程させていただきました総選挙関係の予算についても、補正ということで提案させていただきました。今定例会に上程させていただきました全ての議案、議了していただきましたことを心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これで総選挙に突入ということになります。秋は非常に皆さんも忙しい行事がたくさんあるかと思えます。ぜひ健康管理をされて臨んでいただきたいと思っておりますし、それぞれの立場で選挙にはかかわっていかれるかと思えます。その点についても、御嵩町のためになる議員としての活動をしていただけたら幸いに思えます。急遽と言われておりますけれども、7 月ごろからささやかれていた案件でもありますので、大義、大義という言葉も流れておりますけれども、いつの選挙でも大義があったのかなかったのかよくわからないというような状況もありますので、専権事項として解散を総理がお決めになれば、当然そういう形になっていくということであろうかと思えます。

そうした中、大変皆さんも忙しい状況になるかと思えますけれども、御嵩町は、地方自治体として、町として決め、なおかつ前に進んでいかなければいけないテーマが、大変大きなものが横たわっております。当初、9 月いっぱいにはどこに庁舎を建設するのかおおむね決めたいということをおっしゃっていましたが、まだちょっと議論が足りないようですので、議会の皆さんにも議論をしっかりとさせていただいた上で、そうした意見、議会の皆さんの言葉も尊重させていただきつつ、今後 20 年、30 年働くことになる若い職員たちの意見も尊重しつつ、最終的には私が決定させていただきたいと思っております。決まれば、あっちがよかった、こっちがよかったという批判も多分出てくるだろうなと思っておりますけれども、少なくともそうしたことは覚悟の上でありますので、ぜひ皆さんには決定の際には御理解をしていただけたらありがたいと思っております。

いろんな経費の関係もありますので、タイミングというものが非常に重要かと思えます。そういう意味では、このタイミング、どんな個人の住宅でもそうですけれども、今と思いついたときが一番いいタイミングということになるのではないのかなということも私も思っております。

すので、ぜひ今後、いいものをつくっていききたい。未来永劫語り継がれるなんていうものをつくる必要はないと思いますし、高級なものをつくる必要はないと思いますけれども、いいものをつくっていききたい。皆さんに好んで使っていただけるような庁舎であり、公共施設にしていきたいと、このように思っております。まだまだ端緒についたばかりで、やっと土地を決めるという段階に迫っているだけの状況でありますけれども、これから何年か先にはそうした新しい庁舎を御嵩町民とともに愛していけるような、そんな施設をつくっていききたいと、このように思っております。

先ほどから何度も申しますが、季節の変わり目というのは非常に体調も変わりやすいですので、ぜひ、お忙しい中、体調の管理をしていただきまして、御嵩町の町民のために皆さんも働いていただけることを御祈念申し上げまして、本日第3回定例会終了に当たりましての私のお礼の言葉、お願いの言葉とかえさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これもちまして平成29年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時53分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子

署 名 議 員 岡 本 隆 子